

工事（修繕を含む）の金額入り設計書等の写しの交付に関する要領

1 目的

この要領は、成田市情報公開条例（平成 17 年成田市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 22 条の趣旨に従って、成田市が発注した工事（修繕を含む。以下「工事等」という。）の金額入り設計書等の写しを市民等からの求めに応じて交付する場合の手続きを定めるものとする。

2 交付の対象となる工事等

交付の対象となる工事等は、契約締結が完了したもの（議会の議決に付すべき契約については、当該議決を経たもの。）とする。

3 交付の申請

交付を受けようとする者は、工事等の金額入り設計書等の写しの交付申請書（別記様式。以下「交付申請書」という。）を各工事担当課窓口へ提出するものとする。
なお、提出方法は、窓口への持参、郵送、ファクシミリによるものとする。

4 交付の期限

交付の期限は、原則として交付申請書の受付を行ってから 14 日以内とする。
ただし、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、期間を 46 日以内に限り延長することができる。

5 交付の方法

設計書等の写しは原則として CD-R 等へ複写したものとする。

6 費用の徴収

交付に係る費用の徴収については、CD-R 等 80 円/枚とし納入通知書にて支払いする。
ただし、請求者が CD-R 等を持参した場合は無料とする。

7 交付する金額入り設計書の範囲

交付する金額入り設計書の範囲は、原則として成田市情報公開条例第7条に規定する不開示情報を除いた範囲とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。